

赤塚税務会計事務所通信

給与か外注費か

～裁判例紹介～

ある支払が給与となるか外注費となるかは、税務上永遠のテーマのひとつです。これまでも「給与か外注費か」をめぐるたくさんの訴訟が行われてきました。今年の2月26日にも東京地裁にてこのテーマを争点とした判決が下されましたのでご紹介いたします。

給与と外注費の税務上の違い

そもそも給与になるか外注費となるかで税金はどのように違ってくるのでしょうか。税金の計算結果が同じであれば、裁判で争うことにはならないので、そこには大きな違いがあるのです。

①源泉所得税

給与の場合には、毎月の給料から源泉所得税を天引き徴収し、事業者がこれを税務署に納税する必要があります。この徴収・納税義務は事業者に課せられているため、仮に外注費として経理処理していたとしても、後日、税務調査等で給与であるとされた場合には、事業者側が源泉徴収税額を納税する必要があります。

②消費税

消費税の計算方法は、ざっくりといえば、売上消費税額－仕入消費税額で計算されます。仕入消費税額には、商品の仕入れのほかに、通信費や交通費などの諸経費も含まれます。経費の中には消費税の対象になるものと対象にならないものがありますが、給与は消費税の対象外であるのに対して外注費は消費税の対象となります。

つまり、ある支払が給与になる場合に比べて、外注費となるほうが、消費税の納税額が少なくなると

いうことです。

このように、給与になるか外注費になるかという違いは、源泉徴収の対象となるか、仕入税額の対象となるかという違いが生じてくるのです。

東京地裁令和3年2月26日判決**事案の概要**

本件は、塗装業を営む会社(納税者)が元従業員に支払った外注費が給与となるか外注費となるかが争われた事案です。

事実関係の主要な部分は次のとおりでした。

- ・ 外注先となる以前は従業員として働いていた。
- ・ 会社が社会保険に加入することになったのをきっかけに、従業員ではなく、外注先として扱ってほしいという申し入れがあった。
- ・ 外注費の計算方法は、従業員であったときとほぼ同じ計算方法(日給×作業日数)であった。
- ・ 作業員(外注先)が仕事を休む場合には、作業員が再下請けの手配をするのではなく、会社の方で代替の作業員を手配していた。

～裏面に続きます～

裁判所の判断

東京地裁は、本件の外注費は「給与」とであると認定しました。つまり会社は、源泉所得税の納税義務を負うこととなり、納めるべき消費税額も増えてしまったのです。

主なポイントは次のとおりです。

- ・ 作業の代替性が認められない(作業員が再下請けに出すことが予定されていない)
- ・ 会社の指揮監督の下、作業が行われている。
- ・ 報酬額の決め方が仕事の完成の対価ではなく、日給計算となっている。
- ・ 上記の事情を総合すると、本件の外注費は、会社から空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的にされる労務又は役務の提供の対価として支給されたものであり、雇用契約又はこれに類するものであり、所得税法上の給与に該当する。

まとめ

ある支払が給与となるか外注費となるかは、諸々の事情を総合的に勘案して判断されるものですが、注意しておきたいポイントは次のとおりです。

- ・ 当事者の契約が請負契約であっても、税務上、給与となる場合がある(税務上は、客観的に判断します)。
- ・ 会社の社会保険や雇用保険に入っていないなくても、税務上、給与となる場合がある(社会保険とは必ずしも一致しません)。
- ・ 作業の代替性、指揮監督の有無、報酬の決め方、材料や工具の支給の有無によって客観的に判断する。

そうはいつでも、実務上はなかなか判断が難しいところもあるのですが……。税務調査で指摘なれないよう、外注費だと主張する場合には、しっかりとした根拠をもっておきましょう。

当事務所が認定支援機関として認定されました！

2021年4月30日付で中小企業庁が行っている認定支援機関に登録されました。

これからも、経営者、経理担当者の皆様に伴走して、経営力向上のお役にたてますよう精進して参ります！

認定支援機関 ID : 106711000101



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803 FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！